

平成 2 7 年 第 1 回

武蔵村山市教育委員会臨時会

平成 2 7 年 4 月 1 日

武蔵村山市教育委員会

平成27年第1回武蔵村山市教育委員会臨時会

1. 日 時 平成27年4月1日(水)

開会 午後 1時00分

閉会 午後 1時16分

2. 場 所 武蔵村山市役所5階 委員会室

3. 出席委員 持 田 浩 志 (教育長) 土 田 三 男

高 橋 勝 義 本 木 益 男

島 田 妙 美

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 中野 育三 学校教育担当部長 榎並 隆博

教育総務課長 松下 君江 教育施設担当課長 比留間光夫

指導・教育センター担当課長 小嶺 大進 学校給食課長 神山 幸男

文化振興課長 山田 義高 スポーツ振興課長 指田 政明

図書館長 乙幡 孝 指導主事 村上 正昭

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ 内田 朋英

橋本真奈美

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 議席の指定について
- 3 教育委員会教育長職務代理者の指名について
- 4 教育委員会代表教育委員の指名について
- 5 教育長報告
- 6 議案第29号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について
- 7 議案第30号 武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱の改正の申出に係る臨時代理の承認について
- 8 その他

◎開会の辞

○持田教育長 それでは、平成27年第1回武蔵村山市教育委員会臨時会を始めさせていただきます。

本日の出席委員は全員でございます。

これより平成27年第1回武蔵村山市教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行され、本市においては教育長の任期が平成27年3月31日までであったことから、法律の施行と同時に新たな教育委員会の体制で開催させていただいております。

ここで、私から一言、御挨拶を申し上げます。

新たな制度の中で、平成27年第1回武蔵村山市議会定例会において、市議会の御同意をいただき、市長から教育長に任命されました持田浩志でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

再任ではございますが、これまで以上に武蔵村山の子供たちのため、そして市民のために誠心誠意、教育行政を推進してまいりますので、皆様の御協力とお力添えをお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議を継続いたします。

◎議事日程の報告

○持田教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○持田教育長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 議席の指定について

○持田教育長 日程第2、議席の指定についてを議題といたします。

武蔵村山市教育委員会会議規則第6条の規定により、委員の議席は、教育長があらかじめ定めることになっております。議席につきましては、ただいまの御着席の議席といたしますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第3 教育委員会教育長職務代理者の指名について

○持田教育長 日程第3、教育委員会教育長職務代理者の指名についてを議題といたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行うことになっております。よって、武蔵村山市教育委員会教育長職務代理者について、私から指名をさせていただきます。

教育長職務代理者に、土田委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで土田職務代理者から一言、御挨拶をお願いいたします。

○土田職務代理者 ただいま職務代理者という重責を仰せつかりまして、身を粉にする思いでおりますが、新たな教育委員会制度を、新教育長のもと皆様方に御指導賜りながら務めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○持田教育長 ありがとうございました。

◎日程第4 教育委員会代表教育委員の指名について

○持田教育長 日程第4、教育委員会代表教育委員の指名についてを議題といたします。

武蔵村山市教育委員会代表教育委員設置要綱第2条の規定により、代表教育委員は、職務代理者である委員以外の委員のうちから、教育長及び委員の推薦に基づき教育長が指名することとなっております。

どなたか御推薦はありますか。

本木委員。

○本木委員 ぜひ、高橋委員にお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○持田教育長 ただいま本木委員より、高橋委員との声がありました。

ほかにございせんか。

(発言する者なし)

○持田教育長 ほかに推薦がありませんので、私から高橋委員を指名いたします。

代表教育委員に高橋委員を指名したいと思います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認め、高橋委員が武蔵村山市教育委員会代表教育委員に決定いたしました。

それでは、ここで高橋代表教育委員から一言、御挨拶をお願いいたします。

○高橋代表教育委員 代表教育委員という極めて重要、重責に御指名いただきまして、大変微力ではございますが、精一杯、持田新教育長のもとに務めてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。お世話になります。

○持田教育長 ありがとうございます。

◎日程第5 教育長報告

○持田教育長 日程第5、教育長報告を議題といたします。

第1点目でございますが、武蔵村山市教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の一部委任要綱についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

○松下教育総務課長 それでは、武蔵村山市教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の一部委任要綱について、御報告をさせていただきます。

教育長職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、以下、法律と申し上げますが、第13条第2項の規定により、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行っていただきますが、その場合に常勤の教育長の職務を非常勤の教育委員が代理で務めることになることから、同法律第25条第4項に基づき、教育長職務代理者の権限に属する事務の一部を事務局職員に委任することを要綱で定めるものでございます。

それでは、別紙を御覧いただきたいと思っております。

第1条は、この要綱の趣旨について、法律第25条第4項の規定に基づき、教育長職務代理

者が教育長の職務を行う場合におけるその権限に属する事務の一部を委任することに関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、第2条では、事務の委任について、教育長職務代理者が教育長の職務を行う場合においては、武蔵村山市教育委員会事務局処務規程第9条第3号から8号まで及び第11号から第14号までに掲げます事務に限定し、事務局職員に委任することを定めてございます。

第3条では、委任する事務局職員について定め、第1順位を教育部長、第2順位を教育部学校教育担当部長、第3順位を教育部教育総務課長とするものでございます。

なお、この要綱は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、武蔵村山市教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の一部委任要綱についての御報告とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○持田教育長 教育長報告は以上でございます。

2点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

ただいまの報告に対する質疑等があれば、お受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

◎日程第6 議案第29号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について

○持田教育長 日程第6、議案第29号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第29号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について。

教育委員会事務局職員の任免について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成27年4月1日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第29号の提案理由を説明させていただきます。

教育委員会事務局職員を任免する必要がある、平成27年3月20日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、議案第29号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について御説明いたします。

別紙を御覧ください。

教育委員会の職員の平成27年4月1日付、任命と平成27年3月31日付及び4月1日付、解任でございます。平成27年4月1日付で、武蔵村山市職員の人事発令が実施されました。これに合わせ、教育委員会事務局職員の異動に伴いまして任免の必要が生じたものでございます。

初めに、4月1日付、任命でございますが、主査職2人、副主査職1人、主任職3人、一般職は再任用5人、計11人でございます。

次に、4月1日付、解任でございますが、主査職2人、主任職1人、一般職4人、計7人でございます。

次に、3月31日付、解任（退職）でございますが、主任職1人、一般職は再任用4人、計5人でございます。

人事発令につきましては、以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第29号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認につ

いてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第7 議案第30号 武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱の改正の申出に係る臨時代理の承認について

○持田教育長 日程第7、議案第30号 武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱の改正の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第30号 武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱の改正の申出に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱の改正の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成27年4月1日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第30号の提案理由を説明させていただきます。

市長部局の組織改正に伴い、武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱の改正の申出をする必要があり、平成27年3月20日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願いいたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第30号 武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱の改正の申出に係る臨時代理の承認について御説明いたします。

武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱につきましては、平成27年4月1日付の市長部局の組織改正に伴い、要綱中の関係部課名を変更する必要が生じました。また、庁内で組織する

庁内推進連絡会の設置につきましては、従来、検討会に必置でありましたが、検討会の座長が必要と認める場合に置くことができると改め、庁内推進連絡会の弾力的な運用ができるようにいたしました。

このことから、当該要綱の一部を改正する申出をする必要が生じましたが、会議を開催するいとまがございませんでしたので、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき御承認をお願いするものでございます。

それでは、別紙の申出書から、さらにページをおめくりいただき、武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱新旧対照表を御参照ください。

第7条第4項は、組織改正に伴う委員の職名の改正でございます。

また、第10条の「検討会に庁内推進連絡会を置く。」を「座長が必要と認める場合は、検討会に庁内推進連絡会を置くことができる。」に改め、第11条第2項の「委員は、」以下、「それぞれ所属する主査の職にある職員のうちから指名する各1人の者をもって充てる。」を、「委員は、座長が別に定める。」に改めるものでございます。

附則につきましては、平成27年4月1日から施行するとうたうものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第30号 武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱の改正の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第8 その他

○持田教育長 日程第8、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 事務局からの報告等の発言があれば、お受けいたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 事務局からはございません。

○持田教育長 これをもってその他を終わります。

◎閉会の辞

○持田教育長 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成27年第1回教育委員会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 1時16分閉会